

強い農業づくり事業の運用について

制 定 平成18年4月3日付け支援第128号農政部長通知
最終改正 令和4年5月25日付け経営第201号農政部長通知

第1 事業の実施の手続等

1 事業実施計画の作成

強い農業づくり事業補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）第2に基づいて行う事業実施計画の承認申請に当たり、計画承認申請書（別記第1号様式）に2の（3）の表の様式等欄に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を添付して行うものとする。ただし、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業（**みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱**（令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「スマート農業交付等要綱」という。）別紙3（**データ駆動型農業の実践・展開支援事業**）をいう。以下1において「別紙3」という。）にあつては、計画承認申請書（別記第1-2号様式）に事業実施計画書（別紙3別添2別添の1及び別添の2）を添付し、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業（**持続的生産強化対策事業実施要領**（令和4年4月1日付け3農産第3175号及び3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「**持続的生産強化実施要領**」という。）別紙2のⅡ（水田農業高収益作物導入推進事業）をいう。以下1において「別紙2のⅡ」という。）のうち園芸作物導入促進事業にあつては計画承認申請書（別記第1-3号様式）に、事業実施計画書（別紙2のⅡ別添5-1）を添付し、園芸作物転換強化事業にあつては計画承認申請書（別記第1-3号様式）に事業実施計画書（別紙2のⅡ別添6-1）を添付して行うものとする。

2 事業実施後の措置等

（1）事業実施状況の報告等

ア 強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8269号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり実施要綱」という。）第7、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業・担い手づくり実施要綱」という。）第7（別表3（産地基幹施設等支援タイプ）に係る事業に限る。）、**強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱**（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「**強い農業づくり交付等要綱**」という。）別記1のⅠの第3、**食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱**（平成22年11月26日付け22生産第5640号農林水産事務次官依命通知。以下「**食料自給率向上実施要綱**」という。）第7及び**農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱**（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「**輸出拡大実施要綱**」という。）第7に基づく事業実施状況の報告については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあつては、その規定によるものとする。

（ア）事業実施主体及び市町村（以下「事業実施主体等」という。）は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別記第2号様式に、当該年度における事業実施状況報告書（（3）の様式等欄に定めるものをいう。以下同じ。）を添付し、事務取扱要領の第2の1及び2に準じ、翌年度の6月10日までに知事、総合振興局長又は振興局長（主

たる総合振興局長又は振興局長を含む。以下「総合振興局長等」という。)に報告するものとする。

(イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標が立ち遅れたと判断した場合には、事業実施主体等に対し必要な措置を講じるとともに、6月末日までに農政部長に報告するものとする。

(ウ) 農政部長は、総合振興局長等に対し、(イ)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

イ 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「経営体支援実施要綱」という。）に基づく事業（以下「経営体育成支援事業」という。）においては経営体支援実施要綱の別記1第2及び別記3第2、強い農業・担い手づくり実施要綱第7（別表7：融資主体補助型、被災農業者支援型及び条件不利地域型の取組に係る事業（以下「強担3型事業」という。）に限る。）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用効率化実施要綱」という。）第6並びに担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手確保実施要綱」という。）の別記第2に基づく目標達成状況報告（強担3型事業及び生産の効率化の取組に係る事業の実施状況報告を含む。以下同じ。）については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。

(ア) 市町村は、事業実施計画の承認年度から目標年度前年度までの間、毎年度、経営体育成支援事業にあっては別記第2-2-(1)号様式に、強担3型事業にあっては別記第2-2-(2)号様式に、生産の効率化の取組に係る事業にあっては別記第2-2-(3)号様式に、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあっては別記第2-4号様式に、目標達成状況報告書又は実施状況報告書（(3)の様式等欄に定めるものをいう。以下「目標達成状況報告書等」という。）を添付し、翌年度の6月10日（強担3型事業及び生産の効率化の取組に係る事業にあっては翌年度の8月10日）までに総合振興局長等に報告するものとする。

(イ) (ア)により目標達成状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた当該年度における成果目標等が達成されていないとき（必須目標が達成されていないとき又は事業関連取組目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。）その他必要と判断したときは、市町村に対して改善計画を提出させるなどの適切な指導を行うとともに、その点検結果及び指導内容を添付して6月末日（強担3型事業及び生産の効率化の取組に係る事業にあっては8月末日）までに農政部長に報告するものとする。

ウ 次世代施設園芸導入の加速化の取組に係る事業において、次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第3014号農林水産事務次官依命通知。以下「旧次世代施設園芸実施要綱」という。）第7に基づく事業実施状況の報告については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。

(ア) 事業実施主体等（次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第3016号農林水産省生産局長通知。以下「旧次世代施設園芸実施要領」という。）別紙1第2の2に定める「取組主体」を含む。以下(イ)及び(2)のウにおいて同じ。）は、事業の実施年度から目標年度前年度までの間、毎年度、別記第2-3

- － (1) 号様式に事業実施状況報告書を添付し、事務取扱要領の第2に準じ、翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合などは、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるとともに、その内容についても併せて6月末日までに農政部長に報告するものとする。
- エ 次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業のうち次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「次世代施設園芸実施要綱」という。）第5に基づく事業実施状況の報告については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体等（次世代施設園芸拡大支援事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2938号農林水産省生産局長通知。以下「次世代施設園芸実施要領」という。）別紙1第2の2に定める「取組主体」を含む。以下(イ)及び(2)のエにおいて同じ。）は、事業の実施年度から目標年度前年度までの間、毎年度、別記第2-3-(2)号様式に事業実施状況報告書を添付し、事務取扱要領の第2に準じ、翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合などは、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるとともに、その内容についても併せて6月末日までに農政部長に報告するものとする。
- オ 次世代施設園芸展開促進の取組に係る事業のうち令和元年度事業に係る事業実施状況の報告については、令和2年4月1日付け元生産第1707号農林水産事務次官依命通知による改正前の持続的生産強化実施要綱（以下(1)のオ及びク並びに(2)のオにおいて同じ。）別紙4のⅡの第3の1に基づき次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体（持続的生産強化実施要綱別紙4のⅡの第1の1に定める事業実施者をいう。以下(イ)及び(2)のオにおいて同じ。）は、事業の実施年度から目標年度前年度までの間、毎年度、別記第2-3-(3)号様式に事業実施状況報告書を添付し、事務取扱要領の第2に準じ、翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標に対して進捗状況が遅れていると判断した場合などは、事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、その内容についても併せて6月末日までに農政部長に報告するものとする。
- カ 水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業に係る事業実施状況の報告については、**持続的生産強化実施要領別紙2**のⅡの第3の1に基づき、次により行うものとする。ただし、同**要領**等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体（**持続的生産強化実施要領別紙2**のⅡの第1の2の(1)に定める取組主体をいう。以下同じ。）は、事業の実施年度から目標年度前年度までの間、毎年度、別記第2-3-(3)号様式に事業実施状況報告書を添付し、事務取扱要領の第2に準じ、翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標に対して進捗状況が遅れていると判断した場

合などは、事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、その内容についても併せて6月末日までに農政部長に報告するものとする。

キ 次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業のうちスマート農業交付等要綱別紙3のIの第3の1に基づく事業実施状況の報告については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあつては、その規定によるものとする。

(ア) 事業実施主体は、事業実施計画の承認年度から目標年度前年度までの間、毎年度、別記第2-3-(4)号様式に事業実施状況報告書を添付し、事務取扱要領の第2に準じ、翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。

(イ) (ア)により事業実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断した場合などは、事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、その内容についても併せて6月末日までに農政部長に報告するものとする。

(2) 対策の評価及び改善状況の報告

ア 産地競争力の強化、食料自給率の向上及び農産物等輸出の拡大（整備事業）

強い農業づくり実施要綱第8、強い農業・担い手づくり実施要綱第8（別表3（産地基幹施設等支援タイプ）に係る事業に限る。）、強い農業づくり交付等要綱別記1第3、食料自給率向上実施要綱第8及び輸出拡大実施要綱第8に基づく事業評価については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあつては、その規定によるものとする。

(ア) 事業実施主体等は、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、事業実施状況報告書の様式により評価報告を作成し、別紙第2-5号様式に添付して、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。

(イ) 総合振興局長等は、(ア)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに、別記第7号様式により農政部長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。

(ウ) 総合振興局長等は、(イ)の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは当該事業実施主体等に対して、改善計画を提出させるなど必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、事業実施状況報告書の様式による改善状況の報告を求めるものとする。

イ 経営体支援実施要綱の別記1第3、別記2第2及び別記3第2、強い農業・担い手づくり実施要綱第8（別表7：強担3型事業に限る。）、農地利用効率化実施要綱第7並びに担い手確保実施要綱別記第3に基づく事業評価の報告については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあつては、その規定によるものとする。

(ア) 市町村は、目標年度における事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況について、目標達成状況報告書等を作成し、経営体育成支援事業及び強担3型事業にあつては別記第2-6-(1)号様式に、生産の効率化の取組に係る事業にあつては別記2-6-(2)号様式に、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあつては別記第2-8号様式に添付して、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日（強担3型事業及び生産の効率化の取組に係る事業にあつては翌年度の8月10日）までに総合振興局長等に報告するものとする。

- (イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標等が達成されていないなどと判断したときは、市町村に対して改善計画を提出させるなど適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を添付して、6月末日（強担3型事業及び生産の効率化の取組に係る事業にあっては8月末日）までに農政部長に報告する。
- (ウ) 総合振興局長等は、(イ) の指導を行った結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、当該市町村に対し改善計画を提出させるなど適切な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、評価及び改善状況の報告を求めるものとする。
- また、指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、事業の中止を含め適切な措置を講じるものとする。
- ウ 旧次世代施設園芸実施要綱第8に基づく事業評価については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体等は、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、事業実施状況報告書の様式により評価報告を作成し、別紙第2-7-(1)号様式に添付して、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに、農政部長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。
- (ウ) 総合振興局長等は、(イ) の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、事業実施状況報告書の様式による改善状況の報告を求めるものとする。
- エ 次世代施設園芸実施要綱第6の1に基づく事業評価については、次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体等は、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、事業実施状況報告書の様式により評価報告を作成し、別紙第2-7-(2)号様式に添付して、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。
- (イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに、農政部長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。
- (ウ) 総合振興局長等は、(イ) の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、事業実施状況報告書の様式による改善状況の報告を求めるものとする。
- オ 次世代施設園芸展開促進の取組に係る事業のうち令和元年度事業に係る事業評価については、持続的生産強化実施要綱別紙4のⅡの第3の2に基づき次により行うものとする。ただし、同要綱等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。
- (ア) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度における事業の成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組内容について、評価報告書（(3)の様式等欄に定めるものをいう。以下同じ。）を作成し、別記第2-7-(3)号様式に添付して、事務取扱要領の第2に準じ、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総

合振興局長等に報告するものとする。

(イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに、農政部長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

(ウ) 総合振興局長等は、(イ) の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、改善計画((3)の様式等欄に定めるものをいう。以下同じ。)の報告を求めるものとする。

カ 水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業に係る事業評価については、**持続的生産強化実施要領別紙2**のⅡの第3の2に基づき次により行うものとする。ただし、**同要領**等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。

(ア) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度における事業の成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組内容について、評価報告書を作成し、別記第2-7-(3)号様式に添付して、事務取扱要領の第2に準じ、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。

(イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに、農政部長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

(ウ) 総合振興局長等は、(イ) の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、改善計画の報告を求めるものとする。

キ 次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業のうちスマート農業**交付等要綱別紙3**のⅠの第3の2に基づく事業評価の報告については、次により行うものとする。ただし、**同要綱**等に別の定めがある場合にあっては、その規定によるものとする。

(ア) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度における事業の成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組内容について、評価報告書を作成し、別記第2-10号様式に添付して、事務取扱要領の第2に準じ、事業実施計画の目標年度の翌年度の6月10日までに、総合振興局長等に報告するものとする。

(イ) 総合振興局長等は、(ア) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を、6月末日までに農政部長に報告するものとする。

(ウ) 総合振興局長等は、(イ) の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、前2項の規定を準用し、改善計画の報告を求めるものとする。

(3) 報告様式等及び手続の準用等

強い農業づくり事業に係る事業実施計画の承認申請並びに事業実施状況及び事業評価の報告の様式等については、次のとおりとする。

区 分	様 式 等
<整備事業>	
I 産地競争力の強化	◆事業実施計画書：別記第3号様式
II 食料自給率の向上	◆実施状況報告書：別記第7号様式

III 農産物等の輸出拡大	◆改善計画：強い農業づくり交付等要綱別紙様式6号
IV 経営体育成支援事業及び強担3型事業	◆実施状況報告書：強い農業・担い手づくり実施要綱別紙様式5号の2 ◆目標達成状況報告書：経営体支援実施要綱別紙様式第1-4号、第2-4号、第3-4号（※1） ◆改善計画：強い農業・担い手づくり実施要綱別紙様式6号の2
V 生産の効率化	◆事業実施計画書：別記第4号様式（その1、その2、その3）（※2） ◆実施状況報告書：農地利用効率化実施要綱別紙様式4号 ◆改善計画：農地利用効率化実施要綱別紙様式5
VI 担い手確保・経営強化	◆事業実施計画書：担い手確保実施要綱別紙様式第1号及び別紙様式第3号別添1 ◆目標達成状況報告書：担い手確保実施要綱別紙様式第4号（※3）
< 推進事業 >	
I 産地競争力の強化	◆事業実施計画書：別記第5号様式
II (1) 次世代施設園芸導入の加速化	◆実施状況報告書：旧次世代施設園芸実施要領別紙様式第7号別添 ◆評価報告書：旧次世代施設園芸実施要領別紙様式第8号別添
(2) 次世代施設園芸地域展開の促進	◆事業実施計画書：スマート農業交付等要綱別紙3の別添2別添の1及び別添の2 ◆実施状況報告書：次世代施設園芸実施要領別紙様式第3号別添 持続的生産強化実施要綱別紙4の別添7別添 スマート農業交付等要綱別紙3の別添5別添 ◆評価報告書：次世代施設園芸実施要領別紙様式第4号別添 持続的生産強化実施要綱別紙4の別添8の別添（事業評価シート）・別添2別添の2 スマート農業交付等要綱別紙3の別添6の別添（事業評価シート）・別添2別添の2 ◆改善計画：持続的生産強化実施要綱別紙4の別添11 スマート農業交付等要綱別紙3の別添9
III 水田農業高収益作物導入推進	◆事業実施計画書：持続的生産強化実施要領別紙2の別添5-1 ・別添6-1 ◆実施状況報告書：持続的生産強化実施要領別紙2の別添9-1 別添10-1 ◆評価報告書：持続的生産強化実施要領別紙2の別添12-1 ・別添13-1 ◆改善計画：持続的生産強化実施要領別紙2の別添15・別添16

※2 農地利用効率化実施要綱別表1に基づく融資主体支援計画は「その1」を、被災農業者経営支援計画は「その2」を、条件不利支援計画は「その3」を使用すること。

※4 ※1及び※3にあっては、目標達成状況報告の様式は、事業評価及び改善状況の報告の様式を兼ねるものとする。

第2 実施基準等

1 整備事業

強い農業づくり交付等要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(13)及び輸出拡大実施要綱別表1のIの事業実施主体欄(10)は、次のいずれかに該当し、農林水産省農産局長と協議して認める団体とする。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
- (2) その他事業目的に資する団体であって、地域の課題の解決に特に寄与する者として認められるもの。

2 推進事業

推進事業の各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

第3 消費税等仕入控除税額等報告書の提出期限の取扱い

消費税等仕入控除税額等報告書(事務取扱要領別記第3号様式)の提出期限については、額の確定のあった日が当該補助事業の完了の日の属する年度の末日の前年の場合にあつては、事務取扱要領第6の3の(2)また書き並びに事務取扱要領別記第2-1号様式注6の(2)また書き、別記第2-2号様式注2の(2)また書き、別記第2-3号様式注2の(2)また書き、別記第2-4号様式注2の(2)また書き、別記第2-5号様式注5の(2)また書き及び別記第2-6号様式注2の(2)また書きの規定にかかわらず、「当該補助事業に係る完了の日の属する年度の末日の翌年の5月31日」とする。

附 則(平成18年4月3日付け支援第128号)

この運用は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日付け支援第107号)

この運用は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成19年7月27日付け支援第621号)

この運用は、平成19年7月27日から施行する。

附 則(平成20年4月1日付け支援第1820号)

この運用は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日付け支援第1036号)

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日付け支援第1041号)

1 この運用は、平成22年1月26日から施行する。

2 平成21年度整備事業実施地区における別記のIの2の(2)のクの(ア)のeの(a)に規

定する円滑化事業の利率は、1の規定にかかわらず、平成21年9月8日に募入決定された第85回5年利付国債の表面利率を適用する。

附 則（平成22年4月1日付け支援第83号）

この運用は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日付け支援第556号）

この運用は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年7月29日付け支援第276号）

この運用は、平成23年7月29日から施行する。

附 則（平成24年1月16日付け支援第555号）

この運用は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付け支援第777号）

この運用は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年3月29日付け支援第852号）

この運用は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月23日付け経営第810号）

- 1 この運用は、平成25年7月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は平成25年5月16日から、別記Ⅰの2の（2）のクの（オ）のb中「社団法人北海道酪農畜産協会」を「一般社団法人北海道酪農畜産協会」に改める改正規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月3日付け経営第1892号）

- 1 この運用は、平成26年3月3日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成26年2月6日から適用する。

附 則（平成26年4月1日付け経営第3号）

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月25日付け経営第1829号）

- 1 この運用は、平成27年2月25日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記（Ⅰの2のクの（ア）を除く。）及び別記様式（別記第3号様式の第7の5の（1）のイの（イ）及び別記第5－1号様式の第5の畜1の（1）を除く。）を改正する改正規定は平成27年2月3日から、別記Ⅰの2のクの（ア）、別記第3号様式の第7の5の（1）のイの（イ）及び別記第5－1号様式の第5の畜1の（1）を改正する改正規定は平成27年4月1日から適用する。ただし、改正前の運用通知に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年7月15日付け経営第748号）

この運用は、平成27年7月15日から施行する。

附 則（平成28年3月1日付け経営第1916号）

- 1 この運用は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記及び別記様式を改正する改正規定は、平成28年1月20日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け経営第2号）

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日付け経営第1457号）

この運用は、平成28年12月28日から施行する。

附 則（平成29年4月12日付け経営第77号）

- 1 この運用は、平成29年4月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記及び別記様式を改正する改正規定は、平成29年4月3日から適用する。

附 則（平成30年4月12日付け経営第92号）

- 1 この運用は、平成30年4月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記及び別記様式を改正する改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月1日付け経営第1494号）

- 1 この運用は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記及び別記様式を改正する改正規定は、平成30年9月3日から適用する。

附 則（令和元年（2019年）5月20日付け経営第336号）

- 1 この運用は、令和元年（2019年）5月20日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別表及び別記様式を改正する改正規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正前の運用に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和2年（2020年）5月20日付け経営第324号）

この運用は、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

なお、改正前の運用に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和3年5月17日付け経営第226号）

この運用は、令和3年4月1日から適用する。

なお、改正前の運用に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和４年５月２５日付け経営第２０１号）

- １ この運用は、令和４年５月２５日から施行する。
- ２ １の規定にかかわらず、この運用は令和４年４月１日から適用する。ただし、改正前の運用に基づき改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。